

第九十二回 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

平成二十八年十一月二十五日(金曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

十一月十八日

井上 義行君

高野光二郎君

柘植 芳文君

河野 義博君

十一月二十四日

佐藤 啓君

中川 雅治君

中西 哲君

舞立 昇治君

宮沢 洋一君

長沢 広明君

十一月二十五日

江崎 孝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

阿達 雅志君

足立 敏之君

西田 実仁君

芝 博一君

足立 信也君

森屋 宏君

二之湯 智君

武見 敬三君

岡田 直樹君

有田 芳生君

補欠選任

古賀 之士君

補欠選任

こやり隆史君

鴻池 祥肇君

中西 哲君

長沢 広明君

補欠選任

阿達 雅志君

小川 克巳君

朝日健太郎君

足立 敏之君

今井絵理子君

三浦 信祐君

補欠選任

古賀 之士君

朝日健太郎君

石井 正弘君

今井絵理子君

小川 克巳君

こやり隆史君

鴻池 祥肇君

山東 昭子君

徳茂 雅之君

中西 健治君

西田 昌司君

山下 雄平君

渡辺 猛之君

伊藤 孝恵君

古賀 之士君

難波 奨二君

平山佐知子君

牧山ひろえ君

石川 博崇君

谷合 正明君

三浦 信祐君

井上 哲士君

山下 芳生君

衆議院議員

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理

国務大臣

総務大臣

副大臣

大臣政務官

朝日健太郎君

石井 正弘君

今井絵理子君

小川 克巳君

こやり隆史君

鴻池 祥肇君

事務局側

常任委員会専門員

小野 哲君

青木勢津子君

政府参考人

総務省自治行政局長

安田 充君

大泉 淳一君

能化 正樹君

外務省領事局長

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、河野義博君、井上義行君、柘植芳文君、高野光二郎君、佐藤啓君、舞立昇治君、宮沢洋一君及び中川雅治君が委員を辞任され、その補欠としてこやり隆史君、鴻池祥肇君、三浦信祐君、阿達雅志君、朝日健太郎君、足立敏之君、今井絵理子君及び小川克巳君が選任されました。

また、本日、江崎孝君が委員を辞任され、その補欠として古賀之士君が選任されました。

○委員長(有田芳生君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長の御報告を御承知いたします。

○委員長の御報告を御承知いたします。

正する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求めることとし、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(有田芳生君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(有田芳生君) 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

○委員長の御報告を御承知いたします。

○委員長の御報告を御承知いたします。

海外在留邦人数は、平成二十六年十月一日現在の集計で百二十九万七千五百七十五人、うち三か月以上の長期滞在者が八十五万三千六百八十七人、永住者が四十三万六千四百八十八人で、今後ともますます増加が見込まれています。

一方で、在外選挙人名簿登録者数は、平成二十七年九月二日現在で十万人二千九百二十四人と、過去九年間横ばいの状況が続いております。

推定登録率も一〇%弱で頭打ちとなつております。

また、投票率につきましても、二〇%前後で低迷しているという現状がございます。

投票行為は、言うまでもなく憲法で保障された主権者である国民の基本的な人権の行使でありま

平成二十八年十一月二十五日【参議院】

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

第二十部

第九十二回

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第三号

それから、今、投票機会を奪われないということとをテーマにお話しさせていただいて、指定病院とかそれから福祉施設、郵便投票、それから、海外、洋上投票と、対象をだんだん広げてきて、その奪われている、投票できる機会があるにもかかわらず、権利があるにもかかわらず奪われてしまっている方が少なからずおられるということ、だんだん広げてきたが、これで全ての有権者が投票機会を奪われるという事態は解消されたのかという質問をしようと思つたんですが、先にそういう答えが来てしまいましたので、あと何か、どなたか、これがターゲットという方々は念頭にありますでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) そうですね、在外投票につきましても、先ほど各委員から御質問がございました。公正性と安全を担保しながら、いかに多くの方に投票に行っていたかどうかということはお持ちの方でも、対象にならない方で強い意思をお持ちになりながらなかなか投票に行きづらい方もいらっしゃると思います。先ほど申し上げました在宅の要介護の方もいらっしゃると思います。投票する意思を持ちながら現在投票できない、あとは、投票しづらい環境があるというのはまだ事実だと考えています。

総務省としては、研究会を設けておりますので、この議題にして、投票できる環境を選挙の公正を担保しながらいかにつくっていくかということでもしっかりと議論を進めてまいりたいと思っております。

○浅田均君 それでは、不在者投票に関する質問は終えまして、次は選挙年齢について質問させていただきます。

この意見書、洋上投票を可能にせよという意見書が宮城県議会から出てきて、資料の四に付いてありますけれども、その二番目のところに被選挙権年齢の引下げの検討が挙げられております。私たち日本維新の会も、この被選挙権年齢の引下げということに関しまして、十月十二日に被選挙権年

齢十八歳引下げ法案というのを提出しております。そこで伺いたいします。

選挙権年齢は十八歳に引き下げられました。被選挙権年齢の引下げについて、総務省、担当のところでどういふうな論点整理がされて検討がなされているのか、全く何もしていないでも結構なんです。もしお答えできるんですしたらお答えいただきたい。

○国務大臣(高市早苗君) 日本維新の会が出されている法律案は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の被選挙権年齢を十八歳以上に引き下げることを内容とするものだというのには承知をいたしております。

じゃ、同じような方向で総務省内で検討しているかどうかという問いだと思っておりますけれども、被選挙権年齢については、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されているものであろうということ、これは過去の、ちょうど法律ができてきた、被選挙権、過去の議事録等からそのようなことを考えております。それから、職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討されるべき事柄であろうと考えています。

また、諸外国の例についても見ておりますけれども、選挙権年齢と必ずしも一致していないというところで、その在り方には様々な考えがあると思っております。一致しているところも多くございます。

これは、やはり民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わる事柄でございますので、総務省が検討し何かを決める、そして先生方に御議論をいただくというよりは、国民の代表である立法府において、各党各会派において御議論をいただくべき点だと考えております。

○浅田均君 ありがとうございます。

ここにいたしております資料四というのは、これ、私にとりましては非常に意義深い意見書と感じております。こういう洋上投票を可能にせよというふうな提案をされました宮城県議会議長が、この本意見書提出後数か月にして、政務活動

費の不正受給を認めたと議長をされているからです。非常に立派な提案をされているのにこういう結果であったというのは、私も非常に残念なことだと思っております。

私たちが、日本維新の会も、こういう問題の再発防止のために、政務活動費の報告書をインターネット公開を義務付ける等の内容を含む政務活動費改革法案を提出予定であります。この政務活動費の制度改革について、先頃、富山県議会とか富山市議会とか、全国で政務活動費の不正受給に関しましていろいろな事件が起きてきて、それぞれの議会でも様々な対応をしているところでありますが、この政務活動費の制度改革につきましても、総務省として何か方向性を持っておられるのか、あるいは、これはもう自治体の問題であるので、それぞれ都道府県議会あるいは市町村議会の中で、何らかの改革案みたいなものがありまして、御紹介いただきたいんです。

○国務大臣(高市早苗君) 政務活動費に係る対応につきましましては、九月三十日に全都道府県知事、議長に対しまして総務省から通知を出しました。この制度の趣旨を踏まえて、政務活動費の適正な取扱いについて更なる取組を要請しました。そして、情報公開制度の適正な運営についても徹底をいたしました。

地方自治法に規定する政務活動費につきましましては、これまで、議員立法ですとか議員修正によって制度化されてきたという経緯がございます。ですから、まずは各地方議会で政務活動費は適正に取り扱っていただくこと、情報公開にしっかりと取り組んでいただくということが必要だと考えています。仮に法改正で政務活動費の制度そのものを見直しを図っていくという場合には、これは各議長会などの御意向も踏まえて、各党各会派でその改正内容について御議論いただくことが重要だと考えております。

○浅田均君 あくまでも当事者、都道府県議会あるいは市町村議会の議会あるいは議長の判断が重要であるというふうな御意見だと受け止めます。

これで質問を終わらせていただきます。

○行田邦子君 無所属クラブ、行田邦子です。よろしくお願いたします。

私が最後の質疑者になりますので、できるだけ質問が重ならないように努めていきたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

まず最初に伺いますのは、さきの参議院選挙、第二十四回参議院選挙は、選挙権年齢が十八歳以上に引き下げられてから初めての国政選挙となりました。投票率を見ますと、十八歳、十九歳の投票率なんでも、四六・七八%と、二十代、三十代の平均よりも高い結果となりました。ただ、十八歳と十九歳とを個別に見ますと、十八歳は五一・二八%であるのに対して十九歳は四二・三%と、開きがありました。

この開きがあったことの原因をどのように御覧になっておりますでしょうか。

○副大臣(原田憲治君) お答えをいたします。

委員御指摘のとおり、今回の参議院選における十八歳及び十九歳の投票率は、二十歳代、三十歳代に比べ高い水準となっております。十九歳の投票率は、十八歳と比べて低い状況となっております。

十八歳は現役高校生や高校を卒業して間もない方々でございます。昨年度から、総務省において全ての高校生に副教材を配付するとともに、選挙管理委員会と高校が連携して出前講座を実施する等の取組をいたしました。主権者教育を推進したことが十八歳の投票率が高い要因の一つではないかと考えられます。

一方、十九歳の学生につきましては、文部科学省を通じて、各大学などに対して主権者教育の推進及びオリエンテーションなどの周知啓発をお願いをし、既に働いている社会人については、各経済団体に対して会員企業の従業員の方々への働きかけをお願いしたところでございます。これらの取組がまだ十分な効果が得られていないと考えら

れるところでございます。

高校を卒業した大学生や社会人に対する政治参加の意識向上方策などは今後の重要な検討課題であると考えており、大学や経済団体、学生やNPO法人など関係機関と連携し、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○行田邦子君 初めに投票権を得た年というのは傾向として投票率が高まるということがあるかと思っております。今回、十八歳の方が投票率が高かったという一つの要因としては、考えられるものとしては、高校での主権者教育があった、効果を出したというふうなことであるかと思っております。

そこで、続いて副大臣に伺いたいんですけれども、大学生の投票率向上については様々な課題があるかと思っております。高校における主権者教育だけでなく、私は大学における主権者教育を推進していくことが有効な方策と考えますけれども、大学における主権者教育についての御所見を伺いたいと思っております。

○副大臣(原田憲治君) 委員御指摘のとおり、高校生のみならず、大学生の政治意識の向上を図ることは必要でございます。

大学における主権者教育を推進していくことも重要であると考えておるところでございます。そのために、総務省においては、主権者教育の推進及び周知啓発について文部科学省を通じて各大学に対してお願いをするともに、選挙管理委員会と大学が連携して、全国で設置された期日前投票所の選挙事務に大学生を起用したことや、大学で出前講座を実施するなどの取組がなされておられ、引き続き、これらの関係機関と連携してまいりたいと思っております。また、総務省において、昨年度、全都道府県で大学生を含む若者の啓発イベントを実施したところがございます。政治的リテラシーの向上に努めたところでもございます。

現在、今回の参議院選におけるフロッピーアップとして、選挙管理委員会及び十八歳から二十歳の

有権者に対して調査を行っておりまして、これらの調査結果も踏まえ、今後の主権者教育の推進方策を検討してまいりたいと思っております。

○行田邦子君 ありがとうございます。今更大学生に主権者教育という考えもあるかと思っております。高校ではなく大学ならでは主権者教育の在り方というのでも考えられるかと思っております。大学生が主体となつて例えばプログラムも考えましたことも一つあるかと思っております。是非お取組をお願いいたします。

それでは、今は大学生の投票率ということで伺いましたけれども、この大学生の投票率の向上をある地域で生活する学生の問題が指摘をされております。

今回の参議院選挙では、居住実態がない学生不在者投票について不在者投票を認めるかどうか、各選挙区によって判断が分かれたようでありまして、ある自治体の選挙におきましては、居住実態の調査をしまして、その者が居住実態がないと分かったので不在者投票を認めなかったという判断もされた。一方で、都市部のある自治体の選挙では調査は不可能なので認めたといった、判断が分かれたことでもあります。

大臣に伺いたいと思うんですけれども、投票権の有無に関する重要な判断でありますので、この不在者投票を認めるかどうかの選挙の判断について御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(高市早苗君) 選挙人名簿の登録につきましては、当該市町村の区域内に住所を有する年齢十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三か月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者等について行うこととされております。

この当該市町村の区域内に住所を有するというのはどういうことかという、選挙人名簿への登録の基準日において当該市町村の区域内に現実に住所を有するという意味でございます。一般的に

は、住民基本台帳に記録されていたとしまして、現実に住所を有していない者を当該市町村の選挙人名簿に登録するということはできません。個別の事案については現実に住所を有するかどうかという判断は、具体的事案というものに照らして各市町村において行われるべきものでございまして、ですから、実際にしつかりと事実関係を確認していただいた選挙管理委員会の在り方の方がこれは好ましいことであると考えます。仮に、現実の居住に関係なく選挙人名簿登録をするということになってしまいますと、場合によっては、もう自由に投票する選挙区を選べるということになる可能性も出てきてしまいます。

いずれにしても、投票していただくということのためには現実に住所を有する市町村に適切に住民票を移していただくことが必要でございます。各選挙管理委員会、文部科学省と協力的ながら、適切な住民票の異動ということについての周知を図ってまいります。そこをしつかり強化してまいります。

○行田邦子君 大学生に投票に行つてほしいという、投票率を高めたいという気持ちはありますけれども、とはいっても、やはり基本というのは、住んでいるところに住民票があつて、そこでのその地区での有権者であるということ、ここを崩してしまつてはおかしくなつてしまつてまいりますので、そこはしっかりと守りながらも、更に大学生の投票率を高めていく方策を進めていただきたいと思っております。

それで、不在者投票なんですけれども、なかなか数居が高いというか、期日前投票に比べて利便性が良くないといった声も聞かれます。

そこで、不在者投票について少し伺いたいと思つております。前日までに届けなければなりません、投票を行わなければなりませんので、そうしますと、選挙人の手元に投票用紙等が投票日の前日までに届かなければならないことになりまして、逆算をしますと、各選挙区にて選挙人から投票用紙等の請求が

投票日の二日前までには確実に届かなければいけないことになりまして、

そうしますと、日曜日が投票日ですと金曜日までは各選挙区にその投票用紙等の請求が届かなければいけないことになるとも思われます。投票日の前日以降にこうした請求が届いた場合は各市町村選挙区どのような対応をしているのか、そしてまた、請求をしたにもかかわらず投票用紙の発送が間に合わなかつた件数はどのくらいあるのでしょうか。

○政府参考人(大泉淳一君) お答え申し上げます。不在者投票の投票用紙交付請求が、それが投票日前日に届いた場合の対応につきまして、これは、統計などを取っておりますので、複数の選挙管理委員会に確認いたしましたところ、投票用紙を発送しても投票が間に合わないということを連絡先として書いてある電話番号などに電話をするというようなことで直接御理解をいただく、難しいということを御理解いただくと。どうしても送つてほしいという人がいましたら、それは送るということ。あるいは、不在者投票請求をした以上、当日投票されないということが前提だと思つていますが、当日で投票することも可能だということに教えているという選挙管理委員会もございまして。

それで、どのくらいの件数かということでございますが、先般の参議院選挙に際し、選挙期日前日以降に請求用紙が届いた件数を確認しましたところ、そもそも事例がなかつたという団体もございました。事例があつた団体においても案件程度というところでございました。

○行田邦子君 投票用紙等の請求が遅かつた場合は、基本的にはもう御納得いただいて諦めていただくしかないことだと思つております。

それで、更に伺いたいと思つておりますけれども、投票環境の向上方策等に関する研究会の中間報告を讀ませていただきました。ここでは、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求の提案がなされ